

隠岐の島町総合体育館等 指定管理者募集要項

令和6年9月

隠岐の島町教育委員会

隠岐の島町立隠岐の島町総合体育館等指定管理者募集要項

公の施設である隠岐の島町総合体育館、隠岐の島町運動公園の管理運営を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者の募集を行います。

それぞれの施設は、独立した公の施設となっています。しかしながら、維持管理など各施設共通の業務の一元的処理や、各施設の相互利用など、従来から一体的な管理運営を行ってきたところです。指定管理者の募集に当たっても、民間ノウハウを活用し、各施設の業務を効果的に実施するとともに、隣接する施設としての利点を生かし、業務の一元化や共通化をさらに進め、各施設間の緊密な連携による相乗効果を発揮し、さらなる業務の効率化と利用者満足度の向上を図るため、一括で募集を行うこととします。

1 施設の概要

【隠岐の島町総合体育館】

- (1) 施設名称 隠岐の島町立隠岐の島町総合体育館
- (2) 所在地 島根県隠岐郡隠岐の島町栄町1437番地
- (3) 設置時期 平成14年4月
- (4) 施設内容 構造：RC造（一部S造）4階建て
延床面積： 5,788.09㎡
建築面積： 4,567.00㎡
敷地面積： 7,700.00㎡

【運動公園施設】

- (1) 施設名称 隠岐の島町運動公園
- (2) 所在地 島根県隠岐郡隠岐の島町栄町1435番地
- (3) 設置時期 昭和43年～令和4年
- (4) 施設内容 構造：屋外トイレ（木造平屋）、多目的広場（クレー）、虹色広場、展望台（東屋・インターロッキングブロック舗装）、園路（自然色舗装・アスファルト舗装）、駐車場（アスファルト舗装）
延床面積： 130.00㎡
建築面積： 129.60㎡
敷地面積： 26,800.00㎡

1) 総合体育館主要施設の概要

施設名	延床面積	施設概要
●1階 ○アリーナ ○稼動席収納 ○器具庫 ○搬入庫 ○通用口 ○空調機械室(1) ○空調機械室(2) ○電気機械室 ○機械室 ○メイン階段	4,242.40 m ²	・アリーナ(利用競技種目) バスケットボール(2面) バレーボール(3面) バドミントン(8面) テニス(2面) 卓球(16台) ・1階稼動席、ステージ下稼動席(1,790席) ・幼児体育館 ・トレーニング室 ・ステージ ・事務室その他
●2階 ○風除室(1) ○玄関ホール(2) ○ホール(2) ○EVホール ○談話コーナー ○固定席(A,B,C) ○化粧室(男・女) ○WC(男・女) ○WC(多目的) ○空調機械室(3)	1,287.24 m ²	・固定席(614席)
●3階 ○固定席(C)後通路 ○倉庫(4)	178.40 m ²	
●4階 ○放送室	80.05 m ²	
●その他 ○階段室(1) ○階段室(2)		

2) 運動公園主要施設の概要

施設名	敷地面積	施設概要
屋外トイレ	340.00 m ²	屋外トイレ（供用開始日 H12.4.1）
多目的広場	11,960.00 m ²	野球場、陸上競技場（供用開始日 S43.12.1）
虹色広場	1,490.00 m ²	舗装広場（供用開始日（R5.4.1）
展望台	370.00 m ²	展望台（供用開始日 H15.4.1）
園路	1,480.00 m ²	園路（供用開始日 H15.5.1）
駐車場	6,590.00 m ²	駐車場（供用開始日 H15.5.1）130 台 （前面 100 台、後面 30 台）

2 管理の基準

【総合体育館】

(1) 共用時間 月曜日 8:30~17:00

火曜日～日曜日 8:30~22:00

(2) 共用日 休館日：年末年始（12月29日～1月3日）

ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て共用日を変更することができます。

(3) 施設利用の許可及び制限に関する事項

①隠岐の島町総合体育館設置及び管理条例（平成16年隠岐の島町条例第87号。以下「総合体育館設置及び管理条例」という。）第6条各号に定める場合は利用を許可しないことができます。

②総合体育館設置及び管理条例第8条各号に該当する場合は、利用の許可を取り消すことができます。

(4) 隠岐の島町情報公開条例の適用について

指定管理者は、隠岐の島町情報公開条例（平成16年隠岐の島町条例第9号）第18条の2の規定に基づき、情報公開の努力義務を負います。また、指定管理者に指定された後で教育委員会と締結する協定書において、教育委員会から管理業務に関する文書等の提出の求めがあった場合には、これに応じなければならない義務を負います。

(5) 個人情報の保護について

指定管理者は、管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、個人情報の適正管理に関して個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき徹底した個人情報の保護に努める義務を負います。また、別紙1に定める事項を遵守してください。

(6) 利用料金

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用します。

利用料金制度とは、自らが企画・実施する各事業の収入等を直接自らの収入とすることができる制度です。したがって、その管理運営に係る収支について、一定の責任を負うことになりますので、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が求められます。

【運動公園】

(1) 共用時間 月曜日 8:30~17:00

火曜日~日曜日 8:30~22:00

(2) 共用日 休館日：年末年始（12月29日~1月3日）

ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て共用日を変更することができます。

(3) 施設利用の許可及び制限に関する事項

① 隠岐の島町都市公園設置及び管理条例（平成18年隠岐の島町条例第43号。以下「都市公園設置及び管理条例」という。）第6条各号に定める場合は利用を許可しないことができます。

② 都市公園設置及び管理条例第9条各号に該当する場合は、利用の許可を取り消すことができます。

(4) 隠岐の島町情報公開条例の適用について

指定管理者は、隠岐の島町情報公開条例（平成16年隠岐の島町条例第9号）第18条の2の規定に基づき、情報公開の努力義務を負います。また、指定管理者に指定された後で教育委員会と締結する協定書において、教育委員会から管理業務に関する文書等の提出の求めがあった場合には、これに応じなければならない義務を負います。

(5) 個人情報の保護について

指定管理者は、管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、個人情報の適正管理に関して個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき徹底した個人情報の保護に努める義務を負います。また、別紙1に定める事項を遵守してください。

(6) 利用料金

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項

第8号の規定に基づく「利用料金制」を採用します。

利用料金制度とは、自らが企画・実施する各事業の収入等を直接自らの収入とすることができる制度です。したがって、その管理運営に係る収支について、一定の責任を負うこととなりますので、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が求められます。

3 業務の範囲

【総合体育館】

総合体育館設置及び管理条例第3条の2第2項に規定する以下の業務

- ① 体育館の利用の許可に関する業務
- ② 体育館の利用料金の徴収に関する業務
- ③ 体育館の維持管理に関する業務
- ④ 体育館を利用したスポーツの普及振興に関する業務
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、体育館の運営に関し教育委員会が必要と認める業務

【運動公園】

都市公園設置及び管理条例第4条第2項に規定する以下の業務

- ① 都市公園の維持管理に関する業務
- ② 都市公園における行為の許可に関する業務
- ③ 都市公園の行為の使用料の納付に関する業務
- ④ 有料公園施設の利用の許可に関する業務
- ⑤ 有料公園施設の利用料金の徴収に関する業務
- ⑥ 隠岐の島町運動公園を利用したスポーツの普及振興に関する業務
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、都市公園の運営に関し町長が必要と認める業務

【共通】

利用者サービスに関する業務（自主事業）

本施設内での飲食提供事業、飲食・物販事業等、施設の設置目的の範囲内で、基本方針に即した魅力ある事業を独自に展開することをいいます。

事業計画書にて提案をしていただき、町長の承認を得て実施することができます。

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

ただし、法第244条の2第11項の規定に基づき、当該公の施設の管理の適正を期するために教育委員会が行う必要な指示に指定管理者が従わない場合又は、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

5 指定管理業務に関する経費等

隠岐の島町総合体育館等の管理に必要な経費として、事業計画書において提示のあった金額を参考に、年度ごとに予算の範囲で支払います。指定管理料は下記の支出見込み額を上限として、提出された収支予算書の提案額を基に双方協議することとなり、提案額がそのまま委託料となるわけではありません。なお、隠岐の島町が指定管理者に支払う管理経費については、消費税及び地方消費税が含まれます。管理経費は指定期間分を年度ごとに示すようにしてください。

また、年間指定管理料は分割払いとし、支払期間や分割方法については協定書で定めず。

支出見込み額 26,000千円（消費税及び地方消費税を含みます。）

6 申請の資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない。）
- (2) 隠岐の島町内に事業所を置く、又は置こうとする者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4に規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない者であること。
- (5) 隠岐の島町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名保留又は指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 隠岐の島町税等について滞納が無い者であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成13年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員ではなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

7 申請の手続き

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年隠岐の島町規則第28号）第2条第1項に規定する指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に隠岐の島町教育委員会に提出してください。

- (1) 施設の管理運営に関する事業計画書(様式第2号)
- (2) 施設の管理運営に関する収支予算書(様式第3号)
- (3) 定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては会則等)
- (4) 当該団体の前事業年度の賃借対照表及び財産目録（法人以外の団体にあつては収支決算書等）

- (5) 隠岐の島町税等について、滞納がない旨の証明書
- (6) 提出部数 正本1部 副本(写し)7部
- (7) 提出場所 隠岐の島町教育委員会 社会教育課
- (8) 提出方法 持参又は郵送
- (9) 提出期限 令和6年10月4日(金)午後5時までとします。(郵送の場合は書留とし令和6年10月4日(金)午後5時必着とします)
- (10) 申請にあたっての留意事項
 - ① 提出された書類は、返却いたしません。
 - ② 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
 - ③ 申請に係る経費は、全て申請者の負担といたします。

8 仕様書の配布

- (1) 配布期間
令和6年9月4日(水)～令和6年10月4日(金)までの毎日、午前9時から午後5時までとします。(ただし、土・日曜日・祝日)は除きます。
- (2) 配布場所
隠岐の島町教育委員会 社会教育課

9 現地説明会

- (1) 開催日 令和6年9月18日(水)午前10時
- (2) 開催場所 隠岐の島町立隠岐の島町総合体育館
- (3) 内 容 募集要項等の説明及び施設見学
- (4) 参加申込方法
現地説明会参加申込(別紙2)に必要事項を記入し、隠岐の島教育委員会 社会教育課まで、令和6年9月11日(水)午後5時までに、申し込んでください。(1団体の出席者は3名までとします。)

10 指定管理者の候補者の選定基準

- (1) 審査の方法
指定管理者の候補者の選定にあたっては、隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条、及び同施行規則第6条の規定に基づき、「隠岐の島町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において、下記の点を基準として総合的に判断します。
 - ① 当該施設の運営において住民の平等な利用が確保されるものであること。
 - ② 事業計画が当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - ③ 当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
 - ④ 前3号に掲げるもののほか、町長が当該施設の性質等に応じて別に定める基準。

(2) 審査の内容

① 応募の書類の確認

各団体からの提出書類については、隠岐の島町教育委員会 社会教育課で確認します。

② 審査方法

提出された書類を基に、選定委員会において評価の協議を行います。

③ 面接審査

選定委員会による面接審査を行います。(後日通知します。)

④ 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、応募団体に郵送で通知します。選定後、審査内容の概要を公表します。

11 質問事項の受付

募集要項及び仕様書の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間 令和6年9月18日(水)から令和6年9月26日(木)まで

(2) 受付方法 質問票(別紙3)に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。

(3) 回答方法 1週間以内にFAX又は電子メールで送付します。

(質問内容によっては1週間以上かかる場合があります。)

12 問合せ先

隠岐の島町教育委員会 社会教育課 社会教育係

担当：砂川 祐一 Tel08512-2-2126 fax08512-2-0619

e-mail sunagawa-y0201@town.okinoshima.shimane.jp